

方策2 景観資源の保全

■景観重要建造物の指定の方針

良好な景観を形成するうえで重要な建造物を「景観重要建造物」として指定し、維持・保全していきます。

例えば、道路や公園から望むことが可能で、次のいずれかに該当する建造物について、所有者に「景観重要建造物」への指定を積極的に働きかけていきます。

◇指定対象となる建造物

- ・歴史的・文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・多くの人々の記憶にとどまり、区を特徴づける建造物、または特徴づけていく可能性のある建造物
- ・時代を先導する現代建築で、新たな景観形成に資する建造物
- ・地域の良好な景観街づくりを先導している建造物、または先導する可能性のある建造物

■景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な樹木を「景観重要樹木」として指定し、保全していきます。

例えば、景観重要建造物の周辺やみどりの散歩道に面する樹木などについて、所有者に「景観重要樹木」への指定を積極的に働きかけていきます。

◇指定対象となる樹木

- ・景観重要建造物など一体となって良好な景観を形成している樹木
- ・地域の良好な景観街づくりを先導している樹木、または先導する可能性のある樹木
- ・多くの人々の記憶にとどまり、区を特徴づける樹木、または特徴づけていく可能性のある樹木
- ・「みどりの散歩道」に面し、良好な景観を形成している樹木

■身近な景観資源の保全

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されたもの以外でも、神社仏閣や歴史的建造物、坂道など、地域で愛されている身近な景観資源については、区民の発意に基づき、区が積極的に保全を支援していきます。

方策3 景観に配慮した公共施設などの整備

■景観重要公共施設の整備

区の骨格となる次の4カ所を「景観重要公共施設」として指定し、景観に配慮した整備を行います。

◇目黒川

都が策定した環境軸ガイドラインや今後策定する(仮称)「目黒川流域河川整備計画」に基づく整備を進め、水とみどりの軸として楽しめる景観の形成を図ります。

◇山手通り

都の道路に関する整備・維持管理の基準に基づく整備を進め、区のシンボルとなるにぎわいと風格ある景観の形成を図ります。

◇目黒通り

都の道路に関する整備・維持管理の基準に基づく整備を進め、区の骨格を形成している幹線道路にふさわしい景観

形成を図ります。

◇駒場公園とその周辺区道

駒場公園のみどりあふれる景観を守ります。公園周辺の指定する区道は、質感やデザインに配慮したものとします。

■公益事業などの施設の景観誘導

電線類や鉄道高架等の公益事業などの施設については、新設・改修等の際に、区との協議の場を設け、景観誘導を図っていきます。

■身近な公共施設などの整備

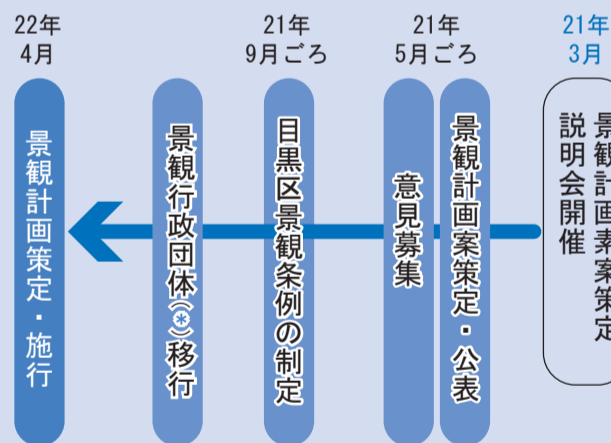
緑道や公園、文化・教育・福祉施設、駅前広場等の公共施設などについても、新設・改修等の際には、良好な景観形成に資するよう、整備を行っていきます。

説明会の日程

説明会にご参加いただき、ご意見をお聴かせください。

地区	日時	会場
北部	3/10(火) 19:00から	東山社会教育館(東山3-24-2)
西部	3/11(水) 19:00から	緑が丘文化会館(緑が丘2-14-23)
東部	3/13(金) 19:00から	総合庁舎本館2階大会議室
全区	3/15(日) 10:00から	青少年プラザ (中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)
南部	3/17(火) 19:00から	向原住区センター(目黒本町5-22-11)
中央	3/18(水) 19:00から	中央町社会教育館(中央町2-4-18)

参加希望者は当日会場へ。説明会は1時間半程度を予定しています。
なお、車での来場はご遠慮ください。



今後の予定

* 景観行政団体とは、景観法に基づいて景観計画を策定・運用することができる自治体のことです

ご意見をお寄せください

個人、団体を問いません。頂いたご意見を踏まえて、21年5月ごろ景観計画案を作成します。

◆記入要領

「景観計画案への意見」と明記し、住所、氏名(団体名)を記入してください。様式は自由です。

※頂いたご意見には個別には回答しません。なお、ご意見の要旨は取りまとめて公表しますが、原文・住所・氏名(団体名)は公表しません

◆送付方法・送付先

郵送・FAX・Eメールで、3/31(必着)までに、都市計画課都市計画係(☎ 5722-9726、☎722-9338、✉ r-tosikei03@city.meguro.tokyo.jp)へ

☑ 素案は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階都市計画課、地区サービス事務所、住区センターのほか、ホームページでもご覧になれます